別 紙

新潟県令和６年能登半島地震災害義援金（燕市分）
災害義援金の配分を行います

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災された方に対して、国内外の皆様から新潟県に寄せられた義援金（燕市分）を、次のとおり**二次配分**いたします。

１配分区分、申請者及び配分額

区 分			配分済額（一次）	配分額（二次）	合計	申請できる人
人的被害	死亡	１人あたり	100 万円	31万円	131万円	直系の遺族 配偶者、子、父母、孫、祖父母
	重傷		50 万円	16 万円	66 万円	負傷した本人
住家被害 （罹災証明に記載されている被害の程度）	全壊	１世帯あたり	100 万円	31万円	131万円	住居に居住していた世帯主
	大規模半壊		75 万円	23万円	98 万円	
	中規模半壊		50 万円	16 万円	66 万円	
	半壊		25 万円	8万円	33 万円	
	準半壊		10 万円	3万円	13 万円	
	一部損壊		2 万円	6千円	2 万 6 千円	

※人的被害と住家被害は重複して申請することができます。

２対象者および申請方法について

令和6年能登半島地震により「人的被害」及び、燕市税務課から「住家被害」の認定を受けた被災者

人的被害	死亡（注1）、重傷（注2）
住家被害（注3）	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊

※（注）に関する詳しい内容は裏面の**「対象者について」**をご覧ください。

燕市における対象（住家被害のみです）

	対象者の種類	申請方法等
1	これまでの義援金配分を受領した世帯主	申請は不要です 配分額（二次）を3月 27 日に同口座へ振込します。
2※	これまでの義援金配分を受領した世帯主と異なる世帯主	**申請が必要です** ・送付した**専用の案内**に従って申請を行ってください。
3※	これまでの義援金配分を受領していない世帯主	**申請が必要です** ・送付した**専用の案内**に従って申請を行ってください。 ※**一次と二次の合計**が配分されます。

※2 および 3 は罹災証明書に記載の世帯主と罹災時に同世帯員、またはその世帯員が現在同世帯内にいる世帯主に限ります

３申請先および申請期限

燕市では、特殊詐欺等の被害を避けるため、基本的に窓口での申請のみ受理します。

申請先	燕市役所　防災課　窓口　（燕市役所３階２番）
申請期限	令和 8 年 8 月 31 日（月）まで ※申請がない場合、義援金は配分されません。

裏面に続きます→

4 申請から配分までの期間

申請書を受理した後、1か月程度を目安に指定口座に振り込みする予定としています。申請が多数重なった時は、上記の目安を超える場合がありますのでご了承ください。

※毎月 8 日 ・ 18 日 ・ 28 日を 目処 に 申請から 1 ヶ月程度で振込を行います

5 注意事項

① 災害義援金を初めて申請される場合には、燕市から申請者の方の情報を新潟県へ提供させていただきます。

② 申請書の記載誤り等があった場合は、個別にご連絡させていただく場合があります。この場合振込までに時間を要したり、振込できない場合があったりしますので、記載漏れや誤りがないようにご注意ください。

③ 災害義援金の配分要件の該当性（被災状況等）の確認にあたり、必要な公簿等の情報の確認を行いますので予めご了承ください。

④ 災害義援金の配分にあたり、配分額の決定通知書等の送付はいたしません。指定口座への振込をもって、決定通知に代えさせていただきます。

⑤ 住家被害の申請は、罹災証明書の宛名人となる世帯主が申請者（罹災証明書に記載の世帯主と罹災時に同世帯員、またはその世帯員が現在同世内にいる世帯主）となります。

※同一住所に複数の世帯主がいる場合であっても、1 住家につき 1 件の申請となります。

※ただし、生活基盤や建物の構造等により、同一住所であっても別の住家と判断される場合に限り世帯主ごとに申請できます。

⑥ 今後の災害義援金の受け入れ状況により、追加配分がある場合は、今回申請された口座と同じ口座に振り込みます。（再度の申請は必要ありません。）

⑦ 追加配分額等の情報は、燕市ホームページにて随時更新しますので、お手数おかけしますが随時ご確認ください。

⑧ 被害区分が変更になった場合は、改めて申請が必要となります。住家の被害区分が上がった場合は、差額を追給することになり、区分が下がった場合は差額を返金していただきます。

対象者について

（注 1）死亡は石川県内において亡くなられた燕市民の方も対象とします。

（注 2）重傷は原則、災害報告取扱要領に基づく「重傷者」に該当する方を対象とします。
被災後の後片付け作業中に骨折したなどの 2 次被害は対象外です。

（注 3）住家被害の区分は、「罹災証明書」の記載内容で確認します。

申請の対象者は、令和6年能登半島地震により被災した世帯の世帯主です。

※支給対象となる物件は、「被災者が罹災時において居住している住宅」です。

※居住のない物件、店舗、車庫、納屋等は支給の**対象外**となります。

※住宅の所有者であっても、実際に生活の本拠として居住していない場合は対象となりません。

【お問い合わせ・申請窓口】
燕市役所 防災課 防災対策係
〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地
電話 0256-77-8381